

# 東電の安全軽視非難

## 元幹部起訴相当 「想定外検討を」

いまでも多くの住民が避難を続ける東京電力福島第一原発事故の刑事責任をめぐって、市民から選ばれた検察審査会は、東電の当時の幹部3人を起訴すべきだと判断した。検察が1年以上をかけた、「捜査を尽くした」として導いた結論を否定した。

▼1面参照

検察の判断	検察審査会の判断
大規模な津波を予測できたか 東日本大震災は、専門家の想定を超えて、東電の試算より津波の高さが高いと認識されていた	東電は15.7mの津波を試算しており、科学的な想定と一致した。必要があった
津波対策は十分だったか 規制当局の専門家は、東電の試算より津波の高さが高いと認識されていた	東電は15.7mの津波を試算しており、科学的な想定と一致した。必要があった
津波対策は十分だったか 規制当局の専門家は、東電の試算より津波の高さが高いと認識されていた	東電は15.7mの津波を試算しており、科学的な想定と一致した。必要があった

「根拠のある予測には謙虚に対応し、想定外の事態も起こりうるという前提で対策を検討すべきだ」。東京第五検察審査会は31日に公表した議決書で、原発を運転する電力会社に求める基本的な姿勢を示した。

事故の3年前、東電は15・7mの津波を試算していた。震災時に原発を襲ったのは、試算と同じ15m級の津波だった。対策をとっていれば事故を防げた、と検察審査会は判断した。

検察も昨年9月に東電元幹部らを不起訴とした際、この試算を検討した。しかし、「試算の精度が高いと

認識されてはいなかった」と判断。そもそも東日本大震災のマグニチュード(M)9の地震は専門家の間でも想定されておらず、15m級の巨大な津波も「想定外」だったとして刑事責任は問えないとした。

なぜ、検察審査会と検察は正反対の考え方になったのか。

業務上過失致死傷罪をめぐっては、刑事責任を問えるのは「危険を具体的に予測できたとき」に限定する判例が多い。検察はこうした従来の「物差し」で不起訴と判断した。「被害感情は分かるが、漠然と『危険があるかも』と認識していただけでは刑事責任は問えない」との慎重論が検察内には根強くある。

しかし、未曾有の原発事故は前例のない被害を招いている。検察審査会はこの点を重視。議決書は「原発事故は一度起きると被害が甚大。東電幹部は安全確保のため、極めて高度な注意義務を負う」として、通常より大きな責任があると述べた。(長谷文、伊藤和行)

## 福島原発告訴団の河合弘之弁護士らは31日、東京都内で記者会見し、「市民の常識にかなった決定。非常に感動的だ」と喜んだ。特に意義があるとしたのは、勝俣恒久元会長を「起訴相当」とした判断。「実質的な最高権力者で監督権を持っていた。トップの責任を

問うのは市民の正義感に合う」と話した。

告訴団長の武藤類子さん(60)は同日午前、福島県内の自宅で議決の結果を知った。「福島の被害者の思いをくみ取ってもらえた。(審査員を務めた)都民に理解してもらえるか心配だったが、日本全体の怒りが

表れた」と話した。

一方、東電は「コメントは差し控える。要請があれば捜査に真摯に対応する」とした。東京地検の中原亮一次席検事は「議決の内容を十分に検討し、適切に対処したい」との談話を出した。(本田雅和、小坪遊)